



平成 20 年 11 月 17 日(月)

お客様各位

アストマックス FX 株式会社
関東財務局長（金商）第 239 号
〒150-0013
渋谷区恵比寿 1 丁目 20 番 18 号
三富ビル新館 3F

スワップポイントの訂正について

2008 年 11 月 5 日のロールオーバー処理において適用されたスワップポイントについて、一部に誤りがあったことが判明いたしましたのでお知らせいたします。

1. 対象となる通貨ペア…円建ての通貨ペアでかつ評価損の発生していた建玉（評価額がゼロ以上だった建玉については対象外です）
2. 事象…スワップポイントが適正值と異なっていました（程度は評価損の額によります）
3. 原因…取引システムの提供者であるサクソ銀行において資金調達コストの設定を誤ったためです

資金調達コストとはスワップポイントの一部を構成するもので、「評価損益額×適用金利」で計算された額を
評価益の場合は加算、評価損の場合は減算します。今回適用された誤った金利と正しい金利は次のとおりです。

- ・ 誤った金利…6.75%
- ・ 正しい金利…1.35%

仮に、円建ての通貨ペアを保有し、10 万円の含み損が発生していた場合は次のようになります。

- ・ 誤った額… $10 \text{ 万円} \times (6.75\% \div 360 \text{ 日}) = 18.75 \text{ 円}$
- ・ 正しい額… $10 \text{ 万円} \times (1.35\% \div 360 \text{ 日}) = 3.75 \text{ 円}$
- ・ 差額… $18.75 \text{ 円} - 3.75 \text{ 円} = 15 \text{ 円}$

上記の例の場合ですと、差額である 15 円を取引口座に返戻いたします。
本日 11 月 17 日のロールオーバー処理において実施させていただきますので、
取引口座への反映は 11 月 18 日午後 4 時頃になる予定です。

お客様には多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失を被ることがあります。また、取引金額が預託すべき証拠金の額（取引金額の 2～8%相当の額）に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。当社が提示する売値と買値にはスプレッド（価格差）があります。売買手数料は原則無料ですが、取引コースによっては当社が定める取引数量未満の注文が約定した場合、一取引あたり 5 米ドル相当のミニマムチャージを徴収します。